

**危険！**

# あなたの**土地**が **狙われて**います！

～**廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋立て**～

「**一時的に資材置き場として貸してほしい**」、「**良い土で土地を埋立てします**」などと、うまい話をもちかけられて安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土などを埋め立てられたりする事案が増加しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、**自分の土地は自分の手で守りましょう。**



## 防止策

- うまい話があっても、安易に土地を貸さない。
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は町、県に相談する。
- 道路から奥まった土地や、人目につかない土地、手入れが行き届いていない土地などは、土地・建物の管理者が定期的な見回りや草刈り、フェンスや看板等を設置して、不法投棄を未然に防止する。

八千代町役場 環境対策課  
48-1111 (内線2420)

八千代交番  
48-0141